

13. 災害情報放送の実施に関する協定書

ひらたCATV株式会社 代表取締役社長 飯塚 俊之(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾 理弘(以下「乙」という。)は、災害情報に関する放送の実施について、次のとおり協定を定める。

(趣旨)

第1条 この協定は、出雲市内において災害対策基本法(昭和36年法律第233号)第2条第1号に規定する災害その他市民生活に重大な影響をもたらす事象(以下「災害等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合に、甲の放送設備を使用し、市民へ災害情報を提供することにより、災害等による被害の予防、迅速な避難等に役立てるものとする。

(災害情報放送の要請)

第2条 乙は、災害等が発生し、又は発生するおそれのある場合は、次の基準により甲に対して災害情報に関する放送を要請するものとする。

- (1) 気象庁から出雲地区に大雨警報、洪水警報、大雪警報、暴風雪警報、暴風警報が発令されたとき。
- (2) 震度3以上の地震が発生し、災害による被害が予想される時。
- (3) その他市民の生命・身体及び財産を災害等から保護するため、緊急に災害情報を伝達する必要があると認められるとき。

(放送内容)

第3条 前条第1項のL字映像による放送のほか、必要に応じて災害・交通・避難措置等の放送を行うものとする。

2 L字映像による放送、その他必要に応じて行う放送の内容は別に定める。

(連絡責任者)

第4条 災害情報が円滑に放送されるよう、甲及び乙は、それぞれ連絡責任者を定め、相互に届け出しておくこととする。

(費用)

第5条 災害情報の放送に係わる費用は無償とする。

(協定の効力及び更新)

第6条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了前30日までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第7条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙双方が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成18年(2006) 7月14日

甲 島根県出雲市平田町 2110-1
ひらたCATV株式会社
代表取締役社長 飯塚 俊之

乙 出雲市今市町 109-1
出雲市
出雲市長 西尾 理弘